



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	十七～十九世紀日朝外交の歴史的位置
Author(s)	大石, 学
Citation	東京学芸大学紀要 第3部門 社会科学, 55: 169-180
Issue Date	2004-01-30
URL	http://hdl.handle.net/2309/2804
Publisher	東京学芸大学紀要出版委員会
Rights	

一七〇一九世紀日朝外交の歴史的位^{*}

はじめに

本稿は、一七〇一九世紀における日朝外交の歴史的位を、日本の側から考察することを課題とするものである。

当該期の日朝両国の関係については、直前の豊臣秀吉による朝鮮侵略（文禄・慶長の役、壬辰・丁酉倭乱）との対比から、「善隣友好」の面が強調されてきた⁽¹⁾。また、日朝外交の思想的基盤として、一六世紀の東アジアの変動のなかで、日本型華夷思想や、朝鮮の中華思想の形成を指摘する研究もある⁽²⁾。一方、一七〇一九世紀の日朝外交を、中世における、幕府および日本西部・九州地域の有力者と、朝鮮からの巨酋使、九州節度使、受函書倭、歳遣送使、授職倭、特送使などの、重層かつ多元的な外交の段階から、近世における、朝鮮王朝（対馬藩宗氏）―徳川幕府、と一元化される段階への移行と捉える見方もある。たとえば田代和生は、「国家間レベルでの外交は、明らかに日本国政府を代表する幕府と、朝鮮国政府を代表する李王朝との間で、対等な形で行なわれていたことは疑う余地がない」、「中世の遺制ともいうべき『重層的関係』が刷新され、『近世的』な『統一的関係』へ移行する寛永後期（一六三〇年代）を、ひとつの重要な転機とみなすことができる。すなわち複数の通交者

によって構成される『重層的関係』においては、幕府の外交的意図は反映されにくく、外交という重要事項が、ややもすれば私的な通交貿易者の意思によって決定されることが多かった⁽³⁾と、一元化への移行と江戸幕府の統制強化を指摘している。

また三宅英利は、室町時代の通信使外交について、朝鮮王朝が幕府の他にも大内氏や九州諸豪族とも交渉していることから、近世における江戸幕府に限定された交渉とは性格が異なると指摘している⁽⁴⁾。

さらに李存熙も、「外交文書の往来は朝鮮前期には多元的、重層的に行われたが、後期には朝鮮―対馬藩―幕府間で一元的に行われていた」「幕府が全国的に完全に掌握できなかった朝鮮前期には、朝鮮との一元的な外交の通路をつくることができなかつた。朝鮮としても幕府だけと外交関係を持つのは困る立場にあったため：（中略）：重層的な多元的外交関係を持つことになった⁽⁵⁾と、一元的外交の成立として捉えている。

本稿は、当該外交について、幕府や対馬藩の認識を見るとともに、慶長一二年（一六〇七）から文化八年（一八一二）まで、朝鮮王朝から派遣された二二回の信使⁽⁶⁾に関する日本国内の負担体制や規制について検討することによって、この外交が、いかなる歴史的位にあったのか、考察しようとするものである。

大石 学
（歴史学）

得候」¹³と、朝鮮人の氣質を述べ、争論を起こさぬよう指示している。

先の雨森芳洲もまた、享保一三年（一七二八）の書上において、「日本船と朝鮮船と違有之、日本船の出しかたき日和にても、朝鮮船は快乗取候事罷成候故、此方より出船難成日和に候と被仰聞候ても、彼方の船將は成程出船安き日和に候と申候：（中略）：日本と朝鮮とは風俗の違ひ有之、朝鮮の思召にては日本向に合不申、何とそ両国間宜敷様に思召候處より被仰入事に候」¹⁴と、日本と朝鮮の船の技術や風俗の違いを述べ、その違いを理解して両国が通交を結ぶ必要性を説いている。

これらは、両国の差異を認めたくえで、友好関係を維持することを述べたものであるが、他方、両国の関係は政治的緊張をとまなうものであった。たとえば、文化二二年（一八一五）一月五日、幕府は朝鮮国の飢饉の情報を対馬藩から得て次のように触れている。

〔史料3〕

a 朝鮮国飢饉に付、買米之儀対馬守へ頼越候書簡被差出被申越候趣、達御聴に候處、難成事候、対馬守隣境之故を以、買米相頼候儀難黙止存候得共、外国へ米穀相渡候儀、私には難相成、公儀へ申立候ても、多分之穀数遠海相廻候儀は、御聴済も有之間敷に付、不得止事及断候段、可申達旨被仰出之

b 一右書簡之内、一面に削候跡有之、殊に奉書之書之字、上書紙中共、且月付も手を入候様子にて甚紛敷相見候、外国通信は一紙之書簡之外、信用可致ものも無之、殊只今迄例も無之儀頼越候上は、別て入念相改可申儀に候、於在所取扱候家来共は不及申、於其方も其心附も無之不行届事に思召候、此旨可申聞旨御沙汰に候

右之通、対馬守へ相達、差控可罷在旨被仰付候、（不明）以酌庵輪番番長老儀、於彼地書簡開封致し相改候節、其心得も無之段、不念之事に候、差控可罷在旨可被申渡候¹⁵

すなわち、aの部分では、朝鮮が飢饉になり、米の輸出を対馬に頼ってきた書簡の趣を將軍に上申したが、輸出は困難と判断されたことが記されている。

幕府の判断は、対馬は朝鮮との境にあり、朝鮮の米輸出の依頼は無視できないであろうが、対馬藩が「私」に外国に米穀を送ることは許されず、幕府も大量の穀類を遠海を回すことは出来ないというものであった。先に見たように、対馬藩が恒常的に朝鮮から白米を輸入している状況を考えると、幕府の判断は、対馬藩にとって非常に厳しいものであった。

さらに、bの部分では対馬藩が提示した朝鮮からの書簡に疑義が出され、外交文書の取扱が問題とされている。ここで幕府は、(1)文書は、削られたり、月日に手が加えられたりしている、(2)外国からの通信は一紙の文書以外に信用するものがなく、ことに従来無かったことを頼まれる場合、特に念を入れて改めるべきである、(3)しかし、対馬の家臣や、藩主対馬守、さらには外交文書を担当する対馬府中の以酌庵（南禅寺を除く五山の僧が任期制で勤務する外交機関）の僧たちも怠慢で、これを行わなかった。このため差し控えを命じると述べている。外交文書の検閲体制の重要性が改めて認識されたのである。

以上のように、一七～一九世紀の日朝外交は、国家間外交として、友好と緊張の二側面を持って展開されたのである。

二 朝鮮信使に対する負担体制

1 負担の主体

では、日朝外交の中核ともいえる朝鮮信使に対して、日本国内においては、いかなる負担体制がとられたのか、見ていきたい。

天明七年（一七八七）から寛政五年（一七九三）まで老中を勤めた松平定信は、自叙伝『字下人言』において、朝鮮信使に関して、「日本之国費大かたならず侍りて、東海道各村々よりは百石に付、三兩之御用金を奉り、万石已上鞍馬を出すなどいふ計りもなきなり：（中略）：これによってその御入費はいかにして給すべき。村々も衰、万石已上の人々も、いまにては皆困窮すれば、このときその大札を可被催はいかゝあらんといへり」¹⁶と記している。すなわち、定信は信使通行に対する国費負担の大きさを述べ、東海道村々からの負担と、大名の鞍馬負担をあげている。もちろん、大名の負担も最終的には村々が負担するわけであるが、以下、幕府、藩、村々の負担の具体的内容について見

一 幕府・対馬の日朝外交認識

1 対馬藩の政治的位置

まず、一七〇一〜一九世紀の日朝外交を実務的に支えた対馬藩の政治的位置から見ていきたい。

次の史料は、対馬藩の儒者雨森芳洲（一六六八〜一七五五）が記したものである。

〔史料1〕

大凡日本の内にて、外国に接する国、西方にては薩州・長州・対州、東方にては松前なり、琉球は薩州の属国、蝦夷は辺僻の小醜、長崎へ来る唐人は、商売の輩のみなれば、いつれも深くおそるゝにたらざるの地にあらすや、ひとり朝鮮にいたりては、日本抗衝するの国なるを以て、対州の武備嚴重ならずんは、いかむぞ折衝千里の功あらんや、是によりて対州武備の強弱は、外国見聞の軽重にかゝり、外国見聞の軽重は、日本国中の安否にあつかれり：（中略）…藩屏第一の要地といへる（7）

ここでは、鎖国体制下において、外国と接する国として、薩摩・長州・対馬、松前の四つの口をあげ、特に対馬の重要性を説いている。そして芳洲は、対馬の軍力は外国の見るところであり、日本国の安否にかかわるものと述べている。

また正徳元年（一七一一）、対馬藩主の宗対馬守義方よしまちも、「永く対州をして、外国藩屏の職をつくさしめ給ふは、保国経遠の策いつれか是にしかんや」⁽⁸⁾と、徳川家康が対馬に対して、外国から国を守る藩屏としての役割を与えたと述べている。

さらに安永元年（一七七二）、幕府役人の問い合わせに対する対馬藩の返答書にも、「朝鮮国之西北、唐韃靼に連り、対州御備第一之要地に御座候故、先祖代々文武之両道相省候儀無御座候、対州之強弱は、日本国中之安危に拘り、大切に御座候」⁽⁹⁾と、対馬の地が朝鮮、中国、モンゴルへ続く、軍事的要地で

あり、日本の安危にかかわることが主張されている。

一方、幕府役人も、文化五年（一八〇八）の第一二回信使の延期のさい、報告書において、「対州之迷惑不首尾、国家之浮沈難計」⁽¹⁰⁾と、対馬藩の不始末がそのまま国家の浮沈にかかわることを述べている。

すなわち、対馬藩や幕府は、対馬藩を外国との接点、外国から日本を守る防衛の拠点として位置づけていたのである。

しかし、一方において、対馬藩は田地が少なく、米が取れないという不安定な自然条件にあった。

〔史料2〕

a 居所対馬之府中并に肥前にも領あり、本知二万石、國中米穀乏しく、杵岐肥前より来る、朝鮮の諸運上莫大なり⁽¹¹⁾

b 一従朝鮮白米渡候儀は、此方より差渡す品々に代替に付、其品によりて直段高下御座候へは、しかと員数如何程とは相知不申候、凡一箇年に四五千程渡り可申かと存候、尤年により多少御座候、白米直段代替ゆゑ、日本より下直に可有御座哉と存候⁽¹²⁾

a は、対馬では米が取れないので杵岐・肥前から移入し、さらに朝鮮からも輸入していることを記している。またbは、朝鮮から対馬への白米輸入が交易によるものであり、一年間に四〇〇〇〜五〇〇〇俵になることを記している。

日朝外交は、日本の国土防衛の要衝に位置する対馬藩が、朝鮮との交易に依拠するという、複雑な現実の上に展開されたのである。

2 日朝外交の友好と緊張

また日朝外交は、日朝間の文化・風習の違いを認識し、友好と緊張の二側面を持ちつつ展開された。

たとえば、正徳元年（一七一一）の第八回信使のさい、対馬藩の年寄中は藩の担当役人に対して、「朝鮮人は、物之善悪多寡等を論候而、下々必口論いたし候事有之由に候、随分道理を立候て、通詞を以申達、不及諍論様に可被相心

すなわち、道中に所領を持つ諸藩に馳走御用が仰せ付けられたのである。
この馳走御用について、享保四年（一七一九）の第九回信使に関する翌五年の福岡藩の書上には次のように記されている。

〔史料7〕

一朝鮮人來朝嶋^(韓)官人木屋御仕立二日用御雇被為成分、享保四年秋御國中郡々田島高百石二付米表宛被召上、当郡分諸米同前二御取立被成村々割符
一享保五年二月廿四日去年中青柳宿并官人來朝歸朝之賃錢御郡中御割渡被成

一享保五年四月迄御木屋御取仕廻御役人御詰被成、御郡附衆も同前二被相詰御木屋跡島之儀ハ先年ハ御郡夫ニて地起申候へとも、当官人來朝候ハ御岡宿御木屋跡多有之故相之嶋中御公儀様ハ賃米拜領ニ而嶋中として地起仕ルなり

一官人木屋御取立日用賃高百石二付米表宛去冬御國中郡々御取立預りなり
一官人木屋御入用竹木触御國中山々御郡繼ニ而出る、御触今月ニ出ル、相嶋入用薪・薦・席・薄・糞共ニ御國中寄せ

一同月御國中郡々ハ水夫御割方申来、五百式拾三人之内三拾人兩粕屋官人引請ニ付高割御指除被成、余御郡並ニハ出屑小ク被仰付由

一享保五年八月朝鮮人一巻御入用、当郡ハ出人足或諸品惣算用仕立差上候様御代官様ハ御郡方被仰達仕上ル分：（中略）：

合 人足四万六百余九拾六人 馬七千三百式拾七疋 銀六貫九百八拾六匁八分三厘⁽²³⁾

右は留書からの抜粋であるが、福岡藩では、信使の休泊に対して、木屋の設置をはじめ、物品、その他人足四万〇六九六六人、馬七三三七疋、銀六貫九八六匁八分三厘の負担を、郡別に賦課したことが知られる。

また、大坂から江戸までの往来では、全国の有力大名などが、鞍置馬や鞍皆具を負担している。宝暦一四年（一七六四）の第一一回信使にさいして、幕府

は、前年の一三年九月に次のような達を出している。

〔史料8〕

朝鮮人來朝付而、鞍置馬鞍皆具差出候面々參向、淀より新居迄

松平加賀守、松平阿波守、松平信濃守

（中略）

帰国、江戸より舞坂迄

水戸殿、右衛門督殿、刑部卿殿、宮内卿殿、松平讃岐守、松平肥後守、松

平下総守、松平越中守、小笠原伊予守、松平直次郎、真田伊豆守

（後略）⁽²⁴⁾

これによれば、淀から江戸への往復の間、計一六三名の大名などが鞍付馬と鞍皆具を負担している。

幕府代官と藩が分担する負担の形式も見られた。たとえば、正徳元年（一七一）の信使のさい、幕府はこれに先立つ同年二月に次のような分担を示している。

〔史料9〕

朝鮮人來聘に付、御賄被仰付覚

兵庫泊 室七郎右衛門・前島小左衛門

大坂逗留中 細田伊右衛門・近山清右衛門

枚方林 万年長十郎

淀泊 平岡四郎左衛門・久下作左衛門

（中略）

彦根泊 井伊掃部頭

（中略）

大垣泊 戸田采女正

（中略）

起休 尾張殿

（中略）

ていくことにしたい。

2 幕府の負担

まず、信使通行に関する幕府の負担について見たい。幕府の負担は、街道各地の休泊施設や道橋の普請修復、人馬負担、江戸滞在中の諸人用などである。

たとえば、天和二年(一六八二)の第七回信使のさい、幕府は京都大仏并本國寺仮小屋番所等御修復御人用、道中道橋人用、江戸本誓寺雲光院清善寺御修復御人用の名目で、金二七二五兩二分余、銀九八貫九七一匁を負担している⁽¹⁷⁾。また、正徳元年(一七一二)の第八回信使のさいには、大坂西本願寺御修復、同所川口御船屋・同御番所御修復并新造川船御人用、摂州兵庫より江戸迄泊昼休宿々御修復、往還道橋御普請并人馬割御人用、江戸東本願寺御修復并小普請方新規御修復共二御人用など、金一九万二三〇一兩、銀一一匁一分、米五三八五石四斗八升六合、樽木五万四六四五挺を負担している⁽¹⁸⁾。

さらに延享五年(寛延元年、一七四八)の第一〇回信使のさいには、御本丸・西丸・御口簾・御城内、外東本願寺旅館御修復、朝鮮江被遣候御鞍鍔・羽二重・紗綾・乱茶宇・御屏風・宇治御茶・御返輸紙、其他品々御人用并道中旅館宿々御修復船橋等手代下役諸人用として金一万七三二兩三分、銀六五貫三一六匁六分、灰吹銀四貫五〇〇目、道中人馬・割人馬・溜失来場所見分御用手代書役足輕諸人用として金一四四兩が数えられている⁽¹⁹⁾。

信使通行の負担の大きさが知られるのである。

3 諸藩の負担

一方、幕府の支出とは別に、諸藩の負担も信使通行を支えた。その内容は、信使の通航・通行のさいの海上警備や馳走役、あるいは鞍付馬・鞍皆具(鎧・轡・手綱など)の負担、江戸滞在時の饗応役、難破時の対応などであった。

たとえば、寛永一三年(一六三六)の第四回信使のさい、これに先立つ四月一六日に幕府から次のような指示が出されている。

〔史料4〕

…(前略)…去四月始より御沙汰あり、^(西)兩國大名の面々へ御奉書を賜ふ、

一筆令啓候、当年八月從朝鮮國信使來朝候、就夫於領内万馳走之儀、可為如去未歲候、來朝之人數之書立、今日宗對馬守先立而可差越候膳部之献立記、別紙遣之候、自然彼船遭風波之難、相定泊之外何之地へ令着岸候共、其所之船出之、綱、錠、水、薪等、無滞様に前廉可申付候…(中略)…三使以下、馬喰町本誓寺に止宿而有饗応、旗本大名其役を勤む⁽²⁰⁾

すなわち、西國諸大名(諸藩)に対して、信使が所領内を通航するさい馳走すること、信使が難破したときは薪水その他必要物資を供給することを指示している。

西國諸藩はまた警固役も果たした。次の史料は、天和二年(一六八二)の第七回信使のさいのものである。

〔史料5〕

右朝鮮船三艘にて來朝、此舟大坂まで乘來り、此所船を残し置に依て、朝鮮人(一二二名)右之通(大坂東本願寺に)残るなり、右西國大名之役として、関舟を出し、朝鮮之船一艘関舟四艘にて、四方をかこみ、対州より大坂までの間、所々の大名衆より関船出之(括弧内引用者注、以下も同じ)⁽²¹⁾

これによれば、西國大名は「役」として、九州から大坂までの通航中と大坂停泊中に、朝鮮船一艘につき四艘ずつ警固の船を出していたことがわかる。

たとえば、正徳元年(一七一二)信使のさいには、次のような指示が出されている。

〔史料6〕

一、二十九日、当秋朝鮮人來聘、道中筋御馳走御用被仰付

松平伊予守、松平右衛門佐、松平安芸守、榊原式部大輔、戸田采女正、阿部對馬守、岡部美濃守、松平遠江守、牧野大学、小笠原山城守、松浦壹岐守、内藤紀伊守、松平丹波守、青山下野守、蜂須賀飛騨守、土井山城守、市橋下総守、谷播磨守
尾張殿へは津田兵部被召被申渡⁽²²⁾

ここでも、正徳元年の場合と同じく一五か国に所領を持つ大名や旗本などが幕府代官の指示のもと、人馬差出を命じられている。

この享保四年の人馬負担に関しては、翌五月に請負通人馬制度（商人請負による通し人馬制度）が導入され、一五か国はその代金を高役割するようになったことが知られている⁽²⁹⁾。夫役による国役が金納化されたのである。

このさいの国役金納化に関して、のちの享保六年三月七日の記録には次のように記されている。

〔史料13〕

a 去る亥年、朝鮮人人馬御入用高役割懸り金、此度は播州私領へも相懸り候様に、
従江戸申参候間⁽³⁰⁾

b 去々亥秋朝鮮人來朝に付、城州淀より江戸迄道中往來之人馬賃金、五畿内、
近江、丹波、播磨、美濃、尾張、參河、遠江、駿河、伊豆、相模、武蔵、
右国々へ国役懸りに成候間、可有其心得事

一：（中略）：船橋役村々之外は 高百石に付金三分・銀五匁宛

船橋役之村々は 高百石に付金壹分貳朱宛

右割合を以御領・私領共、高役金書面之通取立之、五畿内、近江、丹波、
播磨八ヶ国は大坂御金蔵、濃州より武州迄東海道筋国々は、江戸御金蔵へ
可被相納候

但、金は後藤包・銀は常是包にて、当四月晦日限、江戸・大坂共に可有
上納候⁽³¹⁾

aは、播磨国の私領に対して、享保四年の信使通行から役高がかかるようになったこと、bは、先の一五か国に尾張を加えた一六か国から国役を徴収することが記されている。享保六年のさいに徴収された国役金は、上方八か国は大坂御金蔵に、美濃から江戸までの八か国は江戸御金蔵に納めたことも知られる。ただし、国役による直接的な人馬徴収から請負商人による通人馬制度への転換は、支出を押さえようとしたためか、人馬が不足しがちになったようである。

雨森芳洲は享保一三年の書上において、「正徳年には、所々より出る人馬共に余計有之、差碍候事無之、天和年も其通りに有之たる由に候處、享保年には請負に成候ゆへ甚差支へ、日本之御外聞不宜候」⁽³²⁾と、正徳以前の信使通行のさいは、国役による直接的な人馬徴収により人馬を余分に供給できたものの、享保の通行は請負制になったために、差支えることがあり、「日本之御外聞」もよくないと記している。芳洲の批判にもかかわらず、商人請負体制は、こののちも維持されることになる。

その後、宝暦一四年（明和元年、一七六四）の第一一回信使のさいには、次のような指示が出されている。

〔史料14〕

当申年朝鮮人來朝、并帰国之節人馬割、諸入用其外御賄方入用共、先格之通

：（中略）：御料・私領へ国役懸り候に付此度割合候：（中略）：大和・丹

波は京都三井三郎助、山城・近江は同所島本三郎九郎、摂津・河内・和泉・
播磨は大坂平野屋五兵衛・鴻池屋善右衛門方へ御納、美濃より武蔵迄八ヶ国
之分は、於江戸御代官吉田久左衛門・山本平八郎兩人之内へ御納可被成候
事⁽³³⁾

ここでは、国役金の収納について、上方は三井、島本、平野屋、鴻池屋の商人が担当し、美濃以東の八か国は幕府代官が担当することが記されている。

さらに文化八年（一八一二）の第二一回信使は、江戸ではなく対馬で対応している（対馬聘札）が、これに先立つ文化五年三月に次のような触が出されている。

〔史料15〕

来巳年、朝鮮信使対州迄來聘候處、被対外国へ候御大札候得ば、万石以上高役金并御料・私領、惣国役可差出旨被仰出候、当辰年より来る申年迄五ヶ年に割合可相納候：（中略）：御手伝等廉立候御用相勤候面々、并領分其外非常之災害有之向者、高役国役共年限を以、可被差延候、委細之儀者來聘掛之面々へ可被承合候、且納方等儀は掛り御勘定奉行より可相達候：（後略）

天龍川船奉行 窪島市郎兵衛

(中略)

京都より荒井迄人馬割 竹村太郎衛門・都築小三郎・平岡孫市

遠州舞坂より江戸迄人馬割 雨宮勘兵衛・野田三郎右衛門・樋口又十郎²⁵⁾

ここでは、街道沿いに支配地を持つ幕府代官と彦根井伊、大垣戸田、尾張徳川、小田原大久保などの諸大名に、各宿での休泊の賄いが命じられ、さらに幕府代官に、河川に川船を利用して船橋を作る船奉行や、京都から江戸までの人馬割が命じられている。

また、船橋については、享保四年(一七一九)の第九回信使のさいの次のような記事がある。

〔史料10〕

朝鮮人來朝に付、道中川々船橋出来之事

佐渡り川 船橋八拾艘

内 五拾艘 松平撰津守

三拾艘

徳永八左衛門
西尾主水

墨俣川 同百三艘

尾張中納言殿
安藤対馬守

起川 同貳百七拾艘

天竜川 同五拾三艘

富士川 同九拾艘

馬入川 同九拾四艘

外 御代官所

酒匂川 同九拾艘

小熊川 同貳拾八艘

御代官所
大久保加賀守
大島肥前守
同采女²⁶⁾

ここでも、幕府代官と藩が分担して、船橋を造ったことが記されている。以上のように、諸藩の負担は、信使警固、海上警備、馳走役、鞍付馬・鞍皆具負担、休泊賄い、船橋造成など多岐に及んだのである。

3 村々の負担

一方、村々の負担は、幕領・私領を超えた統一的・国家的課役である国役にもとづき賦課された。

たとえば、正徳元年(一七一一)の第八回信使のさいに、次のような触が出されている。

〔史料11〕

覚

山城、大和、和泉、河内、摂津、近江、丹波、播磨、美濃、三河、遠江、

駿河、伊豆、相模、武蔵

右国々知行所有之面々、当七月八月頃朝鮮人來聘之節、并帰国時も人馬出候儀、御代官より可相触候間、無遲滞可差出候旨、知行所へ前廉急度申付置、

至其節役人付置、無相違様に可被申付候、以上²⁷⁾

すなわち、和泉・河内など信使の通行路の一五か国に所領を持つ大名や旗本などに人馬を差し出すことが命じられている。

享保四年(一七一九)の第九回信使のさいにも、同年五月に同様の触が出されている。

〔史料12〕

覚

山城、大和、和泉、河内、摂津、近江、丹波、播磨、美濃、三河、遠江、

駿河、伊豆、相模、武蔵

右国々知行所有之面々、当秋朝鮮人來朝之節、并帰国之時節も人馬出し候儀、御代官より可相触候間、無遲滞可差出候旨、知行所へ前廉より急度申付置、

無相違様に可被申付候²⁸⁾

一朝鮮人通候節、二階に而見物仕間敷候、二階之戸を立置可申事

一朝鮮人通候刻、ゆびさし笑ひ申間敷事

一辻橋之上に而見物不仕候様に可申付候、右庇より外に而見物仕間敷候、いかに形儀能、無作法に無之様に可申付事

一庇江さしき仕出候は、畳の下みえ不申候様、蹴込に板あて可申事

一水うち候手桶、銘々家前に置掃除仕、唐人通候前に水を打可申事、但逗留中水溜桶に水を入置、手桶銘々之家の前に置、若火事出来候は、早々駈集消可申事³⁷⁾

すなわち、第1条では火の用心、第2条では自身番への注意、第3条では二階からの見物の禁止、第4条、第5条では行儀よく見物すること、第6条では庇の下側が見苦しくないよう、第7条では通行の前に道に水を打つことなど細々と指示されている。

また、天和二年(一六八二)の第七回信使のさい、幕府は次のような達を出している。

〔史料19〕

覚

一朝鮮人来朝に付、先日相触候通、弥屋根見苦所、損じ候所繕いたし、壁など落候所修復仕、屋ね之押竹取り、茅葺見苦所を庇之上矢切をいたし、何にても見苦敷物置申間敷候事

一物ほし有之所古成候共、奇麗なる分其儘指置、殊之外見苦敷物干之分は取崩可申候、并横町物ほし見渡之分、右同断之事

一表雨落之溝さらへきれい仕、石垣端板悪敷所に繕ひ可申候、附、縁之下見込掃除可仕事

一腰板見苦敷所を繕ひ致し、同色に邊付可申候、并軒のしたのふれんの上すかし致候、此板を取候敷、又は奇麗張直し候敷、二色之内能様に可仕事

一横町見渡之分、見苦敷無之様に可仕事

一道悪敷場所は壹町申合、隣町見渡し能様に作り、中一通り砂利を敷可申候、尤悪敷土に而道作り申間敷事

一登梯、天水桶、手溜桶古く成り候は、新敷可仕候事

右之通、来月五日切に急度出来申様に可仕候、若致遅々候は、可為越度者也

戊七月

右は、七月十九日御触町中連判³⁸⁾

第1条は屋根や壁をきれいにすること、第2条は物干しも見苦しいものは取り壊すこと、第3条は表の溝や石垣、縁の下まできれいにすること、第4条は腰板の見苦しいものは繕うこと、第5条は横町の見渡しのできる場所まできれいにすること、第6条は道を整備し中央に砂利を敷くこと、第7条は梯子や桶などが古くなった場合は新調すること、などが指示されている。しかも、これらをほぼ半月間で終えることも記されている。

さらに、正徳元年の信使のさいには、五月に次のような触も出されている。

〔史料20〕

覚

一朝鮮信使経過之時、道駅橋渡人夫船馬等、往来迎送之煩なき様に沙汰可有事

附、水陸之間、或者乗馬荷馬、或は乗船荷船、或者迎送之役夫、往来之旅人等、混乱停滞なき様可相計事

一昼夜共旅館をいて、信使以下可用諸道具、米穀魚菜等、事不欠様仕度いたし、飲食之料味そこねたる物等用ましき事

一旅館并路次之間、火事地震等不慮之変事、兼而其備を設け、時に臨て四度なき挙動有へからざる事

附、城下宿々者不及申、御料私領人民之居、諸寺社等、火之用心猶更油断有間鋪事

一昼夜の旅館、往来之路次、或は御馳走衆御賄方、或は対馬守家来、諸大名役馬等附来る使者等に至迄、喧嘩口論者不及申、聊も無礼等有へからざる事

一外国之者、風俗不案内に依而、無礼之儀ありとも、強而答るにたらず、雖然捨置きかたき事に至ては、対馬守役人に相達而、其沙汰に可任事

…(34)

ここでは、幕府が外国への「大札」を理由に、大名から高役金を納めさせ、さらに幕領と私領に対しては、当年から五か年間「惣国役」を差し出すことを指示している。

この信使に関連して、幕府は同年四月八日にも、次のような触を出している。

〔史料16〕

此度朝鮮信使対州迄来聘に付、御普請其外惣入用之内、六拾余州御料・私領村高百石に付金壹両宛国役掛り候處、右金高当辰年より来る申年迄五ヶ年に割合、壹ヶ年分村高百石に付永式百文宛掛り候筈に候

一…(中略)…当辰十月を限り、山城・大和・近江・丹波は京都町奉行、摂津・河内・和泉・播磨は大坂町奉行へ、納方日限并手形案文等を被問合、差図之上下両所之内へ可被相納候、右八ヶ国之外は一同江戸において、掛り御代官左之名面之内へ納…(後略)…(35)

すなわち、六〇余州の全国国役として徴収することを達しているが、ここでは納め先について、京都町奉行所、大坂町奉行所、江戸の掛り代官が示されている。

信使に関する村々の負担は、国役として目的税化するとともに、国役の負担地域は、文化八年の対馬聘礼において、最終的に全国規模に拡大したことが知られるのである。

以上、信使通行は、幕府はもとより、諸藩の高役金、さらには幕領・私領を越えた村々の国役負担という、まさに国家的規模での負担体系に支えられて実現したのである。

三 朝鮮信使外交における幕府の諸規制

1 信使通行の優先

本節では、幕府がいかなる認識のもとに朝鮮信使を迎えていたのか、具体的

に見ていくことにしたい。

たとえば、宝暦一四年(一七六四)朝鮮信使を迎えるにあたって、幕府は前年の一〇月に次のような触を出している。

〔史料17〕

朝鮮人通行之節、東海道并美濃路通り大名通行之儀、大人数にては指懸混雑致し、人馬手支候間、当月二日より之江戸出立者相成間敷候、其他之旅人は朝鮮人通行し、前後の往来無構相通、通行之節は差留、一切通間敷く、急用之旅人等は脇道有之場所は右之所へ相廻、脇道無之所は障に不成所へ廻し置、朝鮮人通行之障に不成様取計、尤朝鮮人江戸着以後は、江戸表より出立之大名早速発足致、帰国之節二三日以前よりは江戸出立相成間敷候、京、大坂より罷下候大名も右之日積を以、道中朝鮮人帰国之障に不成様、道中宿々可相心得者也(36)

すなわち、信使が東海道と美濃路を通行するさい、大名の通行は大人数で混雑するため禁止するとともに、一般の旅行者も信使の通行時には通行禁止とし、急用の者は脇道を通すことなどを指示している。信使の通行を最優先させる体制をしいたのである。

2 通行地域の規制

また、幕府は信使が通行する地域に対して、さまざまな規制を加えた。たとえば、明暦元年(一六五五)の第六回信使が江戸に到着する前日の一〇月一日、幕府は江戸の町々に次のような法令を出している。

〔史料18〕

覚

一明日朝鮮人弥御当地江参着仕候間、町中家持は不及申、店借借屋之者堅申付、火之用心可仕事

一自身番昼夜共に無油断可仕候、月行事早天より前後の木戸に附居、喧嘩口論無之様可申付候、勿論火之用心、切々其町々相触可申事

おわりに

本稿では、一七～一九世紀の日朝外交に対する対馬藩の位置を確認し、日朝外交の中核となる信使通行が、日本国内においては、国家的規模での負担や、国家意識に基づく諸規制のもとで展開されてきたことを明らかにした。

近年、近世史研究の分野においては、近世国家・社会を近代国家・社会の前身としてとらえる視角・方法が模索されつつあるが⁽⁴²⁾、本稿の考察も、日朝外交が日本にとって、近代国家外交の重要な前提、あるいは近代国家外交の形成過程として位置づけられる側面を持つことを指摘するものである。

注

- (1) 三宅英利『近世アジアの日本と朝鮮半島』(朝日新聞社、一九九三年)、李進熙『新版日本文化と朝鮮』(NHKブックス、一九九五年、一七三頁)、上田正昭編『朝鮮通信使―善隣と友好のみのり―』(明石書店、一九九五年)、仲尾宏『朝鮮通信使―江戸日本への善隣使節―』(日本放送協会、二〇〇一年)、辛基秀『新版・朝鮮通信使往来―江戸時代二六〇年の平和と友好』(明石書店、二〇〇二年)、辛基秀『朝鮮通信使の旅日記―ソウルから江戸・「誠信の道」を訪ねて―』(PHP新書、二〇〇二年)など。
- (2) 荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、一九八八年)、孫承詒著・鈴木信盛監訳『近世の朝鮮と日本―交隣関係の虚と実―』(明石書店、一九九八年)など。
- (3) 田代和生『近世日朝通商貿易史の研究』(創文社、一九八二年)、五頁、四四八頁。
- (4) 三宅英利『通信使』(『国史大辞典』第九卷、吉川弘文館、一九八八年、七〇七頁)など。
- (5) 李存熙『韓日関係史研究の動向と成果―通信使行を中心に―』(『第二回韓日歴史教科書シンポジウム―歴史研究の動向と歴史教科書の叙述、古代・近世を中心として―』、一九九八年、一三三頁)。
- (6) 一般には「朝鮮通信使」の用語が使用されているが、史料では「朝鮮信使」「朝鮮

人來聘」「朝鮮人來朝」などの語が多く使われていることから、本稿では「信使」「朝鮮信使」の語を使用する。

- (7) 「隣交始末物語」(『通航一覽』第三、一九一三年刊行、清文堂より一九六七年に復刻、四一四頁)。
- (8) 「隣交始末物語」(『通航一覽』第一、一九一三年刊行、清文堂より一九六七年に復刻、三三六頁)。
- (9) 「近藤某所蔵留書」(『通航一覽』第三、注7参照、五六六頁)。
- (10) 「柳宮日次記」(『通航一覽』第一、注8参照、四四一頁)。
- (11) 「武家観懲記」(『通航一覽』第一、注8参照、三五〇頁)。
- (12) 「対馬国記」(『通航一覽』第三、注7参照、四八七頁)。
- (13) 「正徳辛卯信使記録」(『通航一覽』第二、一九一三年刊行、清文堂より一九六七年に復刻、一六七頁)。
- (14) 「交隣提醒」(『通航一覽』第二、注13参照、二四一頁)。
- (15) 「天保集戍」(『類纂』(大蔵省編纂『日本財政経済史料』第七卷、財政経済学会発行、一九一三年、一二二七頁)。
- (16) 松平定信「字下人言・修行録」(岩波文庫、一九四二年、一三五頁)。
- (17) 天和二年「朝鮮人來朝之節、所々御修復御入用覚」(大田南畝『竹橋余筆』汲古書院、一九七六年、一七五頁)。
- (18) 「朝鮮人來朝之節、所々御修復御入用覚」(『竹橋余筆』注17参照、一七五頁)。
- (19) 「竹橋余筆」(注17参照)三四頁。
- (20) 「寛永日記増補」(『日本財政経済史料』第七卷、注15参照、一一五六頁)。
- (21) 「天和韓聘記」(『通航一覽』第二、注13参照、一一五頁)。
- (22) 「文露叢」(大蔵省編『日本財政経済史料』第四卷、財政経済学会発行、一九二二年、一〇一四頁)。
- (23) 九州大学大学院比較社会文化研究科九州文化史研究所史料集刊行会編集・発行『九州文化史研究所史料集4・福岡藩柏屋郡大庄屋留書』(二〇〇〇年)五一～六六頁。
- (24) 「旧幕府御達留」(『日本財政経済史料』第七卷、注15参照、一二〇四頁)。
- (25) 「文露叢」(『日本財政経済史料』第七卷、注15参照、一一六五頁)。
- (26) 「柳宮秘鑑」(『日本財政経済史料』第七卷、注15参照、一一七五頁)。

一 旅館路次之間、信使之従者、私に売買之事を相かたらふとも一切取合へからず、警後日に及て事頭はる、といふ共、物之多少価之高下によらず、蔽料に可被處事

一 信使往来之間、見物之場に在いて、男女僧尼等雜り居へからず、簾幕屏障之類を以、其座を隔つへし、或者醉狂高声無行儀なる體有へからず、往来之旅人止り見るといふ共道脇へ寄、見物之場を妨くへからざる事

附、色絹緞子等之幕、金銀の屏風等を見物之場を飾る事、禁制に及間敷事

右之條々、旅館御馳走御賄方者不及言、御料私領之寺社宿々在々等、各其支配々々可被相觸候³⁹⁾

すなわち、第1条では信使通行のさいに支障がないようにすること、第2条では休泊の旅館においても支障なきよう、さらに料理の味を間違わないこと、第3条では、変事に十分そなえること、城下・宿場・幕領・私領の民家も火の用心をすること、第4条では喧嘩・口論など一切しないこと、第5条では、外人(朝鮮人)は日本の風俗を知らないので無礼があつたとしても大目に見ること、ただし捨てておけない場合は、宗氏の役人に伝え指示に従うこと、第6条では信使の従者が、密かに売買の話もちかけても、一切取り合わないこと、第7条では見物の場において、男女僧尼などが一緒にいないこと、幕やついたなどで仕切ること、飲食物を散らかしたり、酔って大声を出したり行儀の悪いことをしないこと、往来の旅人が見る場合は道の脇に寄ること、ただし色絹緞子の幕や金銀の屏風などで、見物場を飾ることは許されること、などが触れられている。

幕府が、信使の通行の安全を確保するとともに、国家の体面を維持するため、幕領・私領を問わず、厳しい規制を行っていたことが知られるのである。

3 文化交流の管理・統制

信使の通行が、信使一行と日本人の文化交流の重要な機会となったことは広く知られているが⁴⁰⁾、幕府は、この文化交流も管理・統制した。

たとえば、宝暦一四年(明和元年、一七六四)の第一回信使のさいに、幕

府は次のように達している。

〔史料21〕

朝鮮人へ、詩作贈答并筆談等に罷出候者、一通り対話の趣意相認候儀、且、古来より二代両説之疑敷所抔を、或風雅を以贈答仕候様成事は不苦候得共、一分之学力を以、自負之ため異国をなちり、彼国之事を学候とて、我国をあざけり候様成筆談等、第一国体を不弁、筋違候様に相見候、林大学頭方にては、天和以来弟子共差出候節、詩作贈答計にて筆談等は決して仕間敷段皆申付来候、依之此度出席之者共右に準じ、詩作之唱和は格別、国体を心得違候様成無用雜事筆談不仕様可相心得候、尤右筆談并詩作唱和の度々、役人其席へ立合不洩様取集、林大学頭方へ不残差出候筈に候、且又、筆談之儀相願候者之外、給仕等に罷出、又は相願難罷出ものは、筆談出席之者抔相願候て、詩文贈答仕来候者も有之様相聞候、此儀は猶以如何成事候間、相願候人数之外は詩作贈答堅仕間敷事候⁴¹⁾

ここにおいて幕府は、(1)信使との間で詩作贈答・筆談に出る者は、対話の内容を一通り記して提出すること、(2)風雅をもって詩作贈答することは許可するが、わずかな学力で自らを誇り朝鮮国をなじったり、朝鮮国のことを学んだからといって、日本国をあざけったりする筆談は、国柄をわきまえず筋違いであること、(3)幕府儒官の林家では大学頭信篤の天和年間(一六八一〜八四)以来、弟子を出す時は詩作贈答だけとし、筆談を禁止してきたが、このたびはこれに準じて、詩作唱和は許可するものの、国柄を誤解するような無用の筆談を禁止すること、(4)また詩作唱和や筆談の場には役人が立ち会い、林信篤へすべて報告すること、(5)さらに筆談を願った者のほかに給仕として出席したり、出願できない者が出席者に頼んで詩文贈答することを禁止する、などを触れている。

幕府が、信使外交での摩擦や対立を回避するとともに、林家を通じて文化交流を管理・統制していたことが知られるのである。

以上、日本における信使外交は、「被対外国へ候御大札」(史料16)、「大札」(前出「字下人言」として、幕府の管理・規制のもとで展開していたのである。

- (27) 「御触書」 「文露叢」 (『日本財政経済史料』第七卷、注15参照、一一六九頁)。
- (28) 「公儀ヨリ被仰渡候御書付」 (『日本財政経済史料』第四卷、注22参照、一〇一五頁)。
- (29) 荒野泰典「朝鮮通信使の終末」 (『歴史評論』第三五五号、一九七九年)、深井甚三「幕藩制下陸上交通の研究」 (吉川弘文館、一九九四年)、市川寛明「朝鮮通信使の行列構成と大名の役員担体系―大名課役と請負商人の成立―」 (東京学芸大学史学会『史海』第五〇号、二〇〇三年)。
- (30) 「月堂見聞集」 (『通航一覽』第三、注7参照、三八五頁)。
- (31) 「公儀御触留」 (『日本財政経済史料』第四卷、注22参照、一〇一六頁)。
- (32) 「交隣提醒」 (『通航一覽』第二、注13参照、二五八頁)。
- (33) 「公儀御触留」 (『日本財政経済史料』第四卷、注22参照、一〇一八頁)。
- (34) 「国役金交渉」 「公儀被仰出入」 「天保集成」 (『日本財政経済史料』第七卷、注15参照、一二二六頁)。
- (35) 「御触書御達留」 (『日本財政経済史料』第四卷、注22参照、一〇一九頁)。
- (36) 「旧幕府御達留」 (『日本財政経済史料』第七卷、注15参照、一二〇六頁)。
- (37) 「正宝事録」 (『通航一覽』第二、注13参照、五八頁)。
- (38) 「正宝事録抜抄」 (『日本財政経済史料』第七卷、注15参照、一一六三頁)。
- (39) 「大成令補遺」 (『通航一覽』第一、注8参照、四七六頁)。
- (40) 仲尾宏「朝鮮通信使―江戸日本への善隣使節―」 (注1参照) など。
- (41) 「御触書」 (『日本財政経済史料』第七卷、注15参照、一二二三頁)。
- (42) 大石学編「江戸時代への接近」 (東京堂出版、二〇〇〇年)、平川新「なにが変わったのか/90年代の近世史」 (『歴史評論』第六一八号、二〇〇一年)。
- 〔追記〕 本稿は筆者が、一九九七年に開始され、現在も継続している、日本の東京学芸大学を中心とする歴史教育研究会と、韓国のソウル市立大学校を中心とする歴史教科書研究会の合同シンポジウムに参加する過程でまとめたものである。
- この間、本稿にかかわる部分として、以下の報告を行った。報告に関して、さまざまな意見をいただいた日韓両国のシンポジウム関係者の方々に謝意を表す次第である。
- (1) 「国家形成過程の外交としての朝鮮通信使」 (二〇〇一年七月『第八回韓日歴史教科書シンポジウム・歴史研究の動向と歴史教科書叙述―韓日共同歴史副教材制作のために―』、ソウル市立大学校)
- (2) 「通信使外交の展開」 (二〇〇二年七月『第一〇回韓日歴史教科書国際シンポジウム・歴史研究の動向と歴史教科書叙述―韓日共同歴史教材案の検討―』、ソウル市立大学校)
- (3) 「通信使外交の展開」 (二〇〇三年一月『第一一回日韓歴史教科書シンポジウム・歴史研究の動向と歴史教科書の記述―日韓歴史共通教材案の検討(2)―』、福岡市福岡商工会議所)

* Japan and Korea during the 17 th and 19 th centuries / Manabu OISHI (*Department of History*) (Received August 29, 2003)

(平成十五年八月二十九日受理)